

大阪市告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西淀川区第752号線	西淀川区出来島1丁目 7番の301地から 同 区同 7番の301地まで (別紙参考図参照)	旧	5.45 m	2.00 m
		新	5.45～ 7.45	2.00

(建設局総務部管財課)